

議案第 3 号

臨時教育委員会資料
平成 27 年 2 月 12 日
教育部 学校教育課
課長 古幡 彰 担当：水谷 一郎
内線 763-165

タイトル	有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦について
決定を要する事項の内容	教育長を委員候補者として推薦
要旨	少年法の改正により、社会に開かれた施設運営の推進を図り、施設運営の透明性を確保するため、少年院視察委員会の設置が定められた。
説明	上記の改正を受け、全ての少年院に視察委員会が設置される。委員は、7 人以内の有識者で構成され、少年院を視察し、その運営に関する意見を述べ、それらの意見を受けて施設長が講じた措置の概要を公表することとした。 これを受け、平成 27 年 2 月 2 日付で有明高原寮長から教育委員会に委員候補者の依頼がありました。 委員には、教育長が適任と思われますが、委員が非常勤の国家公務員に位置付けられることから、兼職の問題が生じます。 「安曇野市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」第 1 項第 1 号に、職務に専念する義務の特例として「職務に関連ある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合」とあり、有明高原寮視察委員会の委員は当該趣旨に合致することから兼職は可能ですが、その場合も任命権者の許可を受ける必要があることから、候補者の推薦について協議するものです。 ※ 教育委員会の許可でよいかについては、職員課と協議済。（現行地教行法では、教育委員会が教育長の任命権者となるため。） ※ 改正少年院法の施行期日が平成 27 年 6 月 1 日の予定であるため、任期は平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の予定。